

⑨ 被災大豆農家営農継続支援事業

1 事業目的

令和3年8月大雨により、大豆の収穫が皆無となったほ場における、次期作までのほ場管理に係る経費を助成し、営農の継続を支援する。

2 事業内容

- (1) ほ場の管理に必要な資材の購入経費を助成
- (2) ほ場の管理作業に要する経費を助成

3 補助対象・補助率

(1) ほ場の管理に必要な資材の購入経費

補助対象	補助率	10a 当たり助成上限額
堆肥	1/2 以内	7,750 円
除草剤※		300 円
土壌改良資材		3,300 円

※除草剤は、播種前の茎葉処理除草剤に限る。

(2) ほ場の管理作業に要する経費

補助対象	補助率	10a 当たり補助単価
排水対策	定額補助 (1/2 相当)	1,500 円
堆肥散布		500 円
耕起		1,250 円
除草剤散布		200 円
土壌改良資材投入		200 円

4 助成対象者 大豆の収穫が皆無※となった農業者、営農集団及び農業協同組合

※農業共済組合または地域農業再生協議会から、大豆の栽培継続を断念せざるを得ない旨の認定を受けたほ場

5 国庫事業の活用

国の農林水産関係被害への支援対策において、国庫事業の活用が可能となった場合、対象となる経費は国庫事業での対応とする。

6 想定事業スケジュール

10月上旬～	10月中旬	要望調査
10月中旬～	11月中旬	計画申請・計画承認
11月中旬～	11月下旬	交付申請・交付決定
12月～	3月	概算払い

7 留意点

- 被災日から令和3年12月28日までの間に生じた経費を補助対象とし、被災ほ場で次期作を作付けすること。
- 申請時には、農業共済組合または地域農業再生協議会による収穫皆無ほ場であることを証明する書類を添付すること。
- 実施状況の確認書類として、被災日以降の経費であることを証明する資料、作業の実施状況を確認できる資料を備えておくこと。

《担当課：水田農業振興課》